（様式2-2）

**異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）**

（目的）

第１条　当共同企業体は、羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署庁舎建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

・設計技術協力業務

　　・建設業務

（名称）　　　　　　　 （乙型代表者）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　異業種特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」）と称する。

（事務所の所在地） 　（所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後　　か月を経過した後に解散する。

２　前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　企業体　 所在地

企業体名　　　　　　　　　　　建築工事特定建設工事共同企業体

　代表者　 所在地

商号又は名称

代表者名

構成員　　所在地

商号又は名称

代表者名

構成員　　所在地

商号又は名称

代表者名

企業体　　所在地

企業体名　　　　 　　　　電気設備工事特定建設工事共同企業体

　代表者 　所在地

商号又は名称

構成員　 所在地

商号又は名称

代表者名

構成員 　所在地

商号又は名称

代表者名

企業体 　所在地

企業体名　　　　　 　　　機械設備工事特定建設工事共同企業体

代表者 　 所在地

商号又は名称

構成員　 所在地

商号又は名称

代表者名

構成員　 所在地

商号又は名称

代表者名

（代表者の名称） 　（代表会社名）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設事業の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務及び分担工事）

第８条　当企業体の構成員は各業務ごとに分担するものとし、業務の分担は、次のとおりとする。

ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

設計技術協力業務　商号又は名称

代表者名

建築工事業務　 企業体名

　　　　　　　代表者 商号又は名称

代表者名

電気設備工事業務　企業体名

　　　　　代表者 商号又は名称

代表者名

機械設備工事業務　企業体名

　　　　　代表者 商号又は名称

代表者名

２　前項に規定する分担工事額及び設計技術協力業務額（以下「分担工事等額」という。）ついては、第９条に規定する運営委員会で定め、別紙１のとおりとする。

（特定建設工事共同企業体協定書の締結）

第８条の２　各構成員は、分担施工する業種の工事ごとに、別紙２に定める特定建設工事共同企業体協定書を締結し、共同施工するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、それぞれの業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの業務の進捗を図り、請負契約の履行に関しそれぞれの業務に対し責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引銀行機関は、　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分担を受けるものとする。

（共通経費の分担）

第13条　本工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　各構成員の連帯債務における共同企業体内部での責任区分と費用負担については次のとおりとする。

（１）発生した事象、発注者もしくは第三者に対して与えた損害および瑕疵について、原因者である構成員（以下「原因者」という。）が明確である場合には、原因者がそれに伴う一切の責任を負うものとし、費用を負担する。

（２）前項の場合において、原因者以外の構成員が、発注者もしくは第三者に対する費用を負担した場合は、当該構成員は原因者に対してその費用を請求することができるものとする。

（３）前２項において、原因者が複数の構成員である場合は、原則として、原因者である当該構成員における原因となった業務に関する請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとするが、原因である事象又は行為に関する事実関係を踏まえて、誠実に協議して定めるものとする。

（４）発生した事象、第三者に対して与えた損害および瑕疵について、原因者が判明しない場合においては、すべての構成員が請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（事業途中における構成員の解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが事業途中に解散した場合においては、発注者の承認により残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

３　第１項の解散した構成員が代表者である場合は、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同してその責に任ずるものとし、責任の分担については第14条の規定を準用する。

（協定書に定めない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（乙型代表構成員名（企業名）・代表者名）

　　　　　　　　　外　者は、上記のとおり　　　　　　　異業種特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年 　月　　日

　企業体　所在地

企業体名　　　　　　　　　　建築工事特定建設工事共同企業体

　代表者　所在地

商号又は名称

代表者名

構成員　所在地

商号又は名称

代表者名

構成員　所在地

商号又は名称

代表者名

企業体　 所在地

企業体名　　　　　　　　　電気設備工事特定建設工事共同企業体

　代表者　 所在地

商号又は名称

構成員　 所在地

商号又は名称

代表者名

構成員　 所在地

商号又は名称

代表者名

企業体　所在地

企業体名　　　　　　　　　機械設備工事特定建設工事共同企業体

代表者　所在地

商号又は名称

構成員　所在地

商号又は名称

代表者名

構成員　所在地

商号又は名称

代表者名